

**税・社会保障等制度の主要改正点まとめ (2016)**

発表日：2016年3月25日（金）

～少しずつ進む高所得者の負担増～

第一生命経済研究所 経済調査部  
担当 エコノミスト 星野 卓也  
TEL:03-5221-4547

## (要旨)

○税や社会保障制度における2016年の主要な制度改正をまとめた。法人税率の引き下げが実施されるほか、家計面では健康保険料の上限引き上げや所得・住民税の給与所得控除の上限引き下げなど、高所得者の負担増につながる改正が目立っている。

○今年の制度改正議論での注目ポイントは、①所得控除の見直しによる累進性強化等を盛り込む見込みの「税体系全般のオーバーホール」、②健康保険における高額療養費の見直し、③マクロ経済スライド改正案の国会審議などが挙げられる。高所得者に負担を求める「応能負担」を強化する流れは今後も続いていく公算が大きい。

**○2016年度の主要改正点まとめ**

2016年度に予定されているものを中心に、税・社会保障制度の改正ポイント（法案審議中のものを含む）を以下にまとめた。法人税率の引き下げや雇用保険料の引き下げが家計や企業の負担減に繋がる一方、年金保険料の増加が続くほか、所得税・住民税における給与所得控除の上限引き下げなど、総じて高所得者の負担を強化する改正項目が目立っている。

**(1) 所得税・住民税**

・給与所得控除の上限引き下げ 245万円→230万円（2016年1月～）、230万円→220万円（2017年1月～）  
→所得控除額の上限が引き下げられることにより、収入1,000万円以上の給与所得者には負担増に。  
☆制度改正による家計負担の増加額：約500億円（2016）、約600億円（2017）。計・約1,100億円

**(2) 法人税（2016年4月以降開始の事業年度分～）**

・法人税率引き下げ（国税：23.9%→23.4%）  
・法人事業税の所得割引き下げ（6.0%→3.6%）、外形標準部分引き上げ（資本割：0.3%→0.5%、付加価値割：0.72%→1.2%）  
→安倍政権下で進められている法人税実効税率引き下げの一環。法人所得に係る法人実効税率は32.11%→29.97%に。財源は外形標準部分の課税強化等によって確保されており、マクロでみた企業負担は税率引き下げ前後で概ねニュートラルな設計になっている。

**(3) 社会保険料****①健康保険の標準報酬変更（2016年4月～）**

・標準報酬月額等の等級区分の追加（47等級→50等級）  
・標準賞与額の上限引き上げ 540万円→573万円  
→健康保険料の算定に用いられる報酬額（賃金額）の上限を引き上げ。現在、月123.5万円以上の月収、な

いしは年間 540 万円超の賞与を得ている給与所得者の健康保険料負担が増加することになる。

## ②健康保険料率の上限を 12%から 13%に引き上げ

→現行法令では、健康保険料率は 3～12%（労使折半）の範囲で定めることとされているが、その上限を引き上げ。（※）実際の保険料率は収支状況に合わせて各企業の健保組合等が定めるので、直ちに負担が増えるわけではない。

## ③年金保険料の引き上げ

・国民年金：15,590 円→16,260 円に引き上げ（2016 年 4 月～）

・厚生年金保険：料率を 17.828%→18.182%に引き上げ（+0.354%）【労使折半】（2016 年 10 月～）

→年金保険料は 2004 年以降段階的に引き上げが進んでおり、その一環。厚生年金保険料は 2017 年 10 月に 18.30%に引き上げられ、現行法令上で予定されている厚生年金保険料率の引き上げは終了となる。

☆制度改正による家計と企業の負担増（筆者概算）：約 7,000 億円／年（平年度ベース）

・企業の子ども・子育て拠出金の引き上げ（2016 年 4 月～）

→厚生年金加入者の給与（標準報酬）をベースに企業に課せられている子ども・子育て拠出金の料率を 0.15%→0.20%に引き上げ。

☆制度改正による企業の負担増（筆者概算）：約 1,000 億円／年

## ④雇用保険料率の引き下げ（2016 年 4 月～）

・雇用保険料：1.35%→1.10%に引き下げ（※一般の事業の料率。事業によって保険料率が異なる。）

→昨今の雇用環境の改善に伴い雇用保険財政に余裕が生じたため、保険料率を引き下げるもの。

☆制度改正による家計と企業の負担減（筆者概算）：約 3,200 億円／年

## ⑤短時間労働者の厚生年金保険、健康保険の適用範囲を拡大（2016 年 10 月～）

・従業員数 501 人以上の企業における健康保険、厚生年金保険の適用範囲を一部の短時間労働者に拡大。

→週 20～30 時間の間で働くパートタイム労働者の社会保険料負担が増加する可能性<sup>1</sup>。事業主負担が生じる分、企業にとっては負担純増に。

## （４）雇用保険法、関連法の改正

「一億総活躍社会」の趣旨に沿う形で、雇用保険法や関連法案を改正。主要な改正点は下記の通り。

### ①雇用保険の適用年齢を引き上げ

→現行制度では、新しく就職する場合に雇用保険に加入できるのは 65 歳までの雇用者。改正により、65 歳以上の新規雇用者も雇用保険の適用対象になる。

### ②介護休業給付の給付率引き上げ、分割取得可能に

→介護休業を取得した際の介護休業給付の給付率を休業開始前賃金の 67%に引き上げ（現行：40%）。育児休業給付と同率に。また、3 回までの分割取得が可能に（現行：1 回まで）

### ③再就職手当の支給率引き上げ

→失業給付の受給者が早期に再就職した場合、現行法制では残りの支給日数×50%または 60%が「再就職手当」として支給される。この給付率を 60%・70%に引き上げ。

<sup>1</sup>国民年金や国民健康保険の加入者が厚生年金保険や企業健保に移る場合には、労働者側の負担が減るケースもある。

## (5) 年金給付 (2016年4月～)

2016年度の名目年金給付額は変更なし<sup>2</sup>。年金給付の実質的削減を行うマクロ経済スライドは未発動。

## (6) その他の補助金等

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (2015年度補正予算で計上)

→65歳以上、または障害・遺族基礎年金を受給している低所得者に一人当たり3万円を支給。

☆制度改正による家計の負担減：約3,900億円

## ○高所得者の負担が増加

2016年の改正については、高所得者の負担増につながるものが目立っている。これらの制度改正によって、家計負担がどう変化するかを年収別に試算したものが資料1である。多くの世帯では厚生年金保険料の負担増分を雇用保険料の引き下げが緩和する形になるが、高所得者の場合は「健康保険料の標準報酬上限引き上げ」、「所得・住民税の給与所得控除引き上げ」の2つの改正によって、負担額が大きく増加することがわかる。本試算の前提では、年収2,000万円の給与所得者の場合は14.8万円/年、3,000万円の場合は18.1万円/年の負担増となる。

資料1. 年収別・2016年度の制度改正に伴う家計負担増の試算

(単位:万円)

	健康保険料の標準報酬上限引き上げ	厚生年金保険料率の引き上げ	雇用保険料率の引き下げ	給与所得控除の上限引き下げ	社会保険料控除の増加に伴う所得・住民税の減	計	
年収 (万円)	300	0.0	0.5	-0.3	0.0	0.0	0.2
	500	0.0	0.9	-0.5	0.0	-0.1	0.3
	800	0.0	1.4	-0.8	0.0	-0.2	0.4
	1000	0.0	1.7	-1.0	0.0	-0.2	0.5
	2000	7.2	1.8	-2.0	10.8	-3.0	14.8
	3000	12.5	1.8	-3.0	12.5	-5.6	18.1

(注) 平年度ベース。主な前提：賞与は月収の3か月分で年2回支給。中学生までの子を有する夫婦世帯を想定し、基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除を織り込み。健康保険料率は10% (労働者負担は5%)。給与所得控除の引き上げは、2016年分・17年分の合算値。

(出所) 第一生命経済研究所が作成。

## ○「応能原則」の強化は今後も進む見込み

総じて、高所得者の負担が増加する制度改正が行われるが、「応能原則」(支払能力を持つ人がより多くの税金や社会保険料を負担すべきであるという原則)は、今後も強化されていく見込みである。資料2では2016年度内に改正の議論が行われる見込まれるものを挙げている。まず、政府が“オーバーホール”と銘打っている「税体系全般の抜本改革」の議論が政府税制調査会において進む見通しである。今夏に改正の「中

<sup>2</sup> 厚生年金保険に共済年金が一元化されたことに伴い、端数処理の方法が変更されたため、数円単位の増減は生じる。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

期答申」が公表されるスケジュールとなっているが、それに先立って公表されている「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（案）」では、配偶者控除の見直しなどをはじめとする「働き方に対する中立性の確保」のほか、所得課税における累進性の向上や、所得のみでなく保有資産も考慮して応能原則を強化する方向性が示されている。また、社会保障関連では、健康保険の高額療養費の見直しが議論され、2016年未までに結論を出すスケジュールとなっている。高額療養費は、医療費における患者負担の上限を設け、それ以上の負担を保険が補填する枠組みだ。既に、高所得者ほど上限額が高くなる応能原則に沿った制度となっているが、2016年中にも70歳以上の所得の高い層などの負担上限額を引き上げる方向での改正が議論される見込みである。所得や資産のある人から税や社会保険料を徴収、「応能原則」を強化する流れは今後も続いていく可能性が高そうだ。

## 資料2. 2016年度に進展が見込まれる重要改正のポイント

<p><b>税体系全般の オーバーホール</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2015年度税制改正大綱で明記された税体系の抜本改革方針。昨今の政府税制調査会において議論が進んでおり、</li> <li>①所得控除の見直しによる所得課税の累進性向上</li> <li>②配偶者控除の見直し等、「所得課税の働き方に対する中立性」の確保</li> <li>③所得のみでなく資産額も考慮した応能原則</li> </ul> <p>などが改正方針として挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今夏に中期答申が公表されるスケジュールとなっており、ある程度具体的な改正方針が明らかになる見込み。</li> </ul>
<p><b>高額療養費の見直し</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額療養費制度は医療を受ける際の患者負担額に上限を設け、それ以上の医療費は健康保険によって補填する仕組み。医療費の患者負担額が5.8兆円であるのに対し、高額療養費の支給実績は2.2兆円（2013年度・厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」）。</li> <li>・ 現行制度では年齢・所得階層等に応じて上限額に差が設けられている。70歳以上の所得のある世帯の負担上限額を引き上げる方向での改正を行う方針。</li> </ul>
<p><b>マクロ経済スライドの 「引き下げ幅累積条項」 追加</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金給付の実質的な削減を行うための「マクロ経済スライド」の改正。現在は物価や賃金がマイナスの際には発動できない仕組みになっている。</li> <li>・ この規定により見送られた削減分を景気回復時にまとめて削減する枠組みを盛り込んだ改正案が、今年3月に閣議決定された。2018年度から実施する方針で、今後の国会で審議が行われる見通し。</li> </ul>

（出所）第一生命経済研究所が作成。

以上